

法人税制関係参考資料

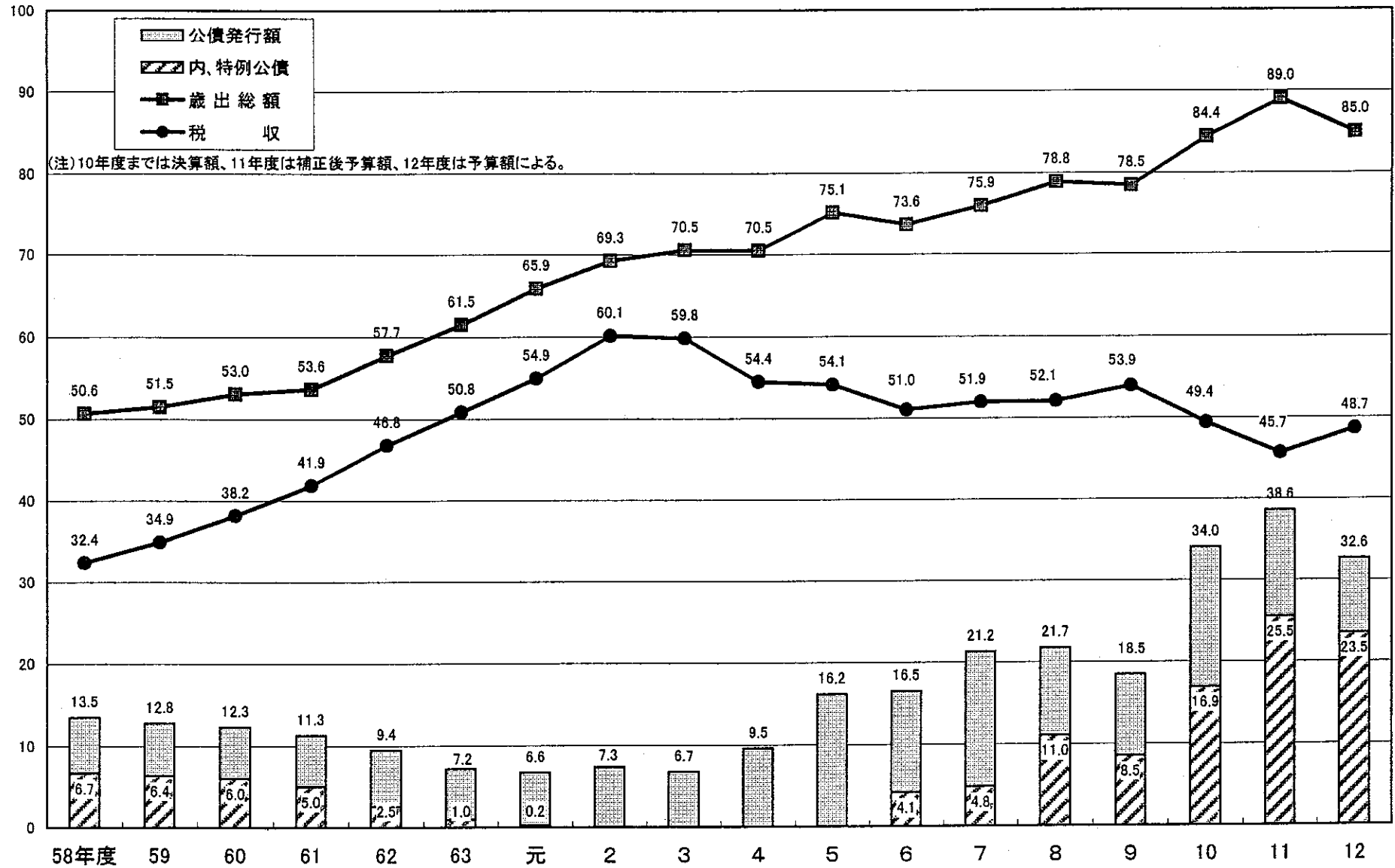
目 次

1.	一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移	1
	（参考）国税収入の推移	2
2.	法人課税小委員会報告（抄）（法人税の性格）	3
3.	企業課税小委員会報告（抄）（法人税の転嫁と税負担の調整）	5
4.	税制の抜本的見直しについての答申（抄）（負担調整の考え方及び方式）	7
5.	法人課税小委員会報告（抄）（商法・企業会計原則との関係）	9
6.	平成10年度改正の概要	11
7.	平成11年度改正の概要	12
8.	法人課税小委員会報告（抄）（税負担に関する論点）	13
9.	法人課税小委員会報告（抄）（税率に関する論点）	17
10.	法人課税小委員会報告（抄）（課税ベースの拡大と税率引下げの意義）	18
11.	平成11年度の税制改正に関する答申（抄）（平成11年度税制改正の諸課題 法人課税）	20
12.	平成11年度の税制改正に関する答申（抄）（今後の検討課題 法人税）	22
13.	平成12年度の税制改正に関する答申（抄）（法人課税の検討課題）	23
14.	租税特別措置による減収額（26,540億円）の内訳（平成12年度ベース）	24
15.	企業関係租税特別措置の整理合理化状況の累年比較	25
16.	ドイツ組織変更法における会社分割の形態の概要	26
17.	ドイツの会社分割税制の概要	28
18.	フランス会社法における会社分割の形態の概要	30

19.	フランスの会社分割税制の概要	32
20.	アメリカにおける会社分割の形態の概要	34
21.	平成12年度の税制改正に関する答申（抄）（会社分割）	36
22.	諸外国の企業集団税制	37
23.	アメリカの連結納税制度の概要	38
24.	フランスの連結納税制度の概要	42
25.	連結納税制度に関する主要検討項目	46
26.	平成12年度の税制改正に関する答申（抄）（連結納税制度）	57
27.	平成12年度税制改正の要綱（抄）	59
28.	連結納税制度と会社分割に係る税制について（大蔵省ホームページ掲載）	60
29.	平成12年度の税制改正に関する答申（抄）（金融税制）	65
30.	特定目的会社等に係る法人税制上の措置（改正案）	66
31.	米国における主な事業体について	67
32.	米国における事業体に係る課税の経緯	69
33.	法人課税小委員会報告（抄）（公益法人等の課税対象所得の範囲）	70
34.	NPO法附則（抄）及びNPO法の審議における附帯決議（抄）	72
35.	特定非営利活動促進法の概要	73
36.	特定非営利活動促進法（抄）	74
37.	NPO法人について	75
38.	特定公益増進法人について	76
39.	平成12年度の税制改正に関する答申（抄）（NPO法人に対する税制）	77

(兆円)

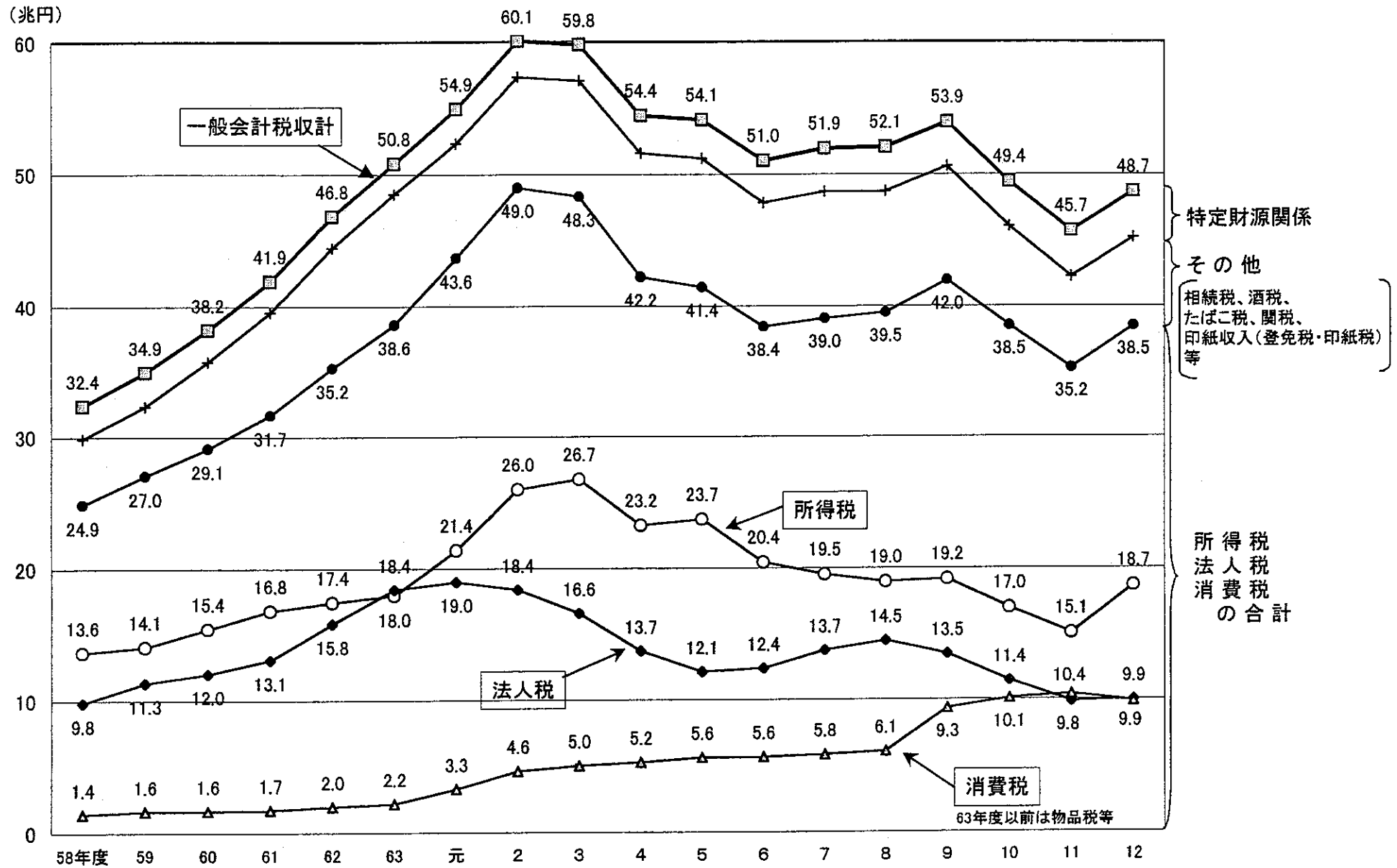
1. 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移



歳入に占める
税収の割合(%)

年度	歳入に占める 税収の割合(%)
58年度	62.6
59	66.9
60	70.7
61	74.1
62	76.2
63	78.7
元	81.7
2	83.8
3	82.0
4	76.2
5	69.6
6	66.8
7	64.5
8	63.6
9	67.3
10	55.1
11	51.3
12	57.3

(参考) 国 税 収 入 の 推 移



(注)10年度以前は決算額、11年度は補正後予算額、12年度は予算額による。

2. 法人課税小委員会報告（抄）

〔平成8年11月〕
税制調査会

第1章 基本的考え方

一 法人課税のあり方

1. 法人課税の概況及び性格

(1) 法人税の性格

① 法人税に関する古典的な議論によれば、法人税は、利潤に対する課税であり、企業の利潤極大化行動を前提にすると、短期的には、企業の生産量には影響を与えないものとされていた。

しかし、現実の市場や企業行動を踏まえると、法人税の「負担」は、企業の価格設定や賃金・利潤の分配、さらには生産活動にも影響を与えていると考えられる。法人税の転嫁の度合いは、その企業が生産する財貨・サービスの市場の競争状態や需給関係、価格弾力性がどのようになっているか、企業が資本や労働などの生産要素の組合せを技術的にいかに早く変更することができるか、資本や労働の移動可能性があるか等に左右される。近年の経済動向を踏まえれば、経済の自由化・国際化を通じて企業の価格支配力が一般に弱まってきていることから、消費者に対する短期的な転嫁の可能性は以前より低下しているという見方がある。その一方、生産要素の間では、資本市場の拡大や国際的な流動性の高まりの中で、相対的に移動が困難な労働の対価である賃金への転嫁が容易になっているとの見方もある。

② 法人税が中長期的に経済全体に及ぼす影響について考えると、法人税は、企業活動の成果である各事業年度の所得への課税を通じて、税引後利益を減少させる。これは、投資一単位当たりの税引後収益率を低下させ、企業の設備投資意欲に影響することになる。また、労働に比べて資本の費用が相対的に割高となることから生産過程において資本から労働への代替が進むことになる。

さらに、資本市場が完全でない場合には、内部留保の減少を通じて、企業にとっての資金の利用可能性が低下したり、あるいは全体的な資金調達費用が高くなる。これは、相対的に外部からの資金の調達が困難な企業により大きな影響を及ぼすと考えられる。法人税の「負担」は、このような経路を通じて、法人（あるいはその株主）のみならず労働者や消費者などにも帰着していくことになる。

法人税の「負担」を誰がどの程度負うのかについては、一義的に想定することはできないが、一般に、中長期的には、法人（あるいはその株主）のみが「負担」すると考えるのは適当でない。

（注）法人税の基本的仕組みについては、法人の性格をどう考えるかによって、考え方が分かれてきた。すなわち、法人が株主とは独立した存在であるとみる法人実在説の立場からは、法人税は法人独自の負担であり、配当に対する法人税と所得税の税負担の調整を行うことは不要であるとの主張がなされてきた。一方、法人は個人の集合体であるとの法人擬制説の立場からは、法人税は所得税の前取りであり、配当に係る法人税と所得税の調整を完全に行うべきであるとの主張がなされてきた。

我が国の所得税においては、配当控除制度が設けられており、株主の受取配当に対する所得税負担を軽減することにより、配当に対して課される法人税と所得税との間の税負担の一部を個人株主段階で調整する仕組みを採っている。このような現行の個人と法人を巡る法人税の基本的仕組みに対する考え方については、過去の答申で一応の整理がなされており、今回、本小委員会で、あらためてこの点について踏み込んだ検討は行わないこととした。

3. 企業課税小委員会報告（抄）

〔昭和55年9月〕
税制調査会

二 法人税の負担調整に関する仕組みのあり方 — 配当に対する課税のあり方 —

3 法人税の負担調整に関する仕組みのあり方

(1) 法人税の転嫁と税負担の調整

（税負担の調整との関連）

株主、被傭者、製品を購入する消費者、原材料等の仕入先等法人の経済活動に関連する主体は実に多方面にわたっている。このような法人に対し法人税が課された場合、その税負担は誰が負っていることになるのかというのが法人税の転嫁に関する問題である。

法人税が課税された結果、単に法人の利益がその分だけ減少しているのであれば法人税は株主の負担である。一方、法人税の一部または全部が製品価格に上乗せされたり、被傭者の賃金の低下させるように働いているとすれば、法人税負担は消費者や被傭者に転嫁されていることとなる。

この法人税の転嫁の問題は、法人税の負担調整に関する仕組みの問題と次の点で密接な関連を有している。仮に、法人税の負担が被傭者、消費者等に完全に転嫁されており全く株主の負担になっていない場合、すなわち、法人税が課税されても法人の利益が課税の前後を通じて全く変わらない場合には、配当に対する法人税と所得税との税負担の調整の問題は基本的には生じないはずである。このような場合に税負担の調整を行うこととすれば、全く法人税の負担を負っていない株主に対しその税負担を軽減することとなり、不適當という批判を免れない。

（中 略）

(転嫁と調整割合)

上記のように、法人税の転嫁に関する学説、実証研究をみても、明確な定説が出されるには至っていない。ただ、これまでの研究結果によれば、その態様、程度についてはともかく、法人税負担の一部が消費者、被傭者等株主以外の者に転嫁されるという可能性は否定できないようである。

従って、このような法人税の転嫁に関する研究の現状を考慮すれば、配当に対する法人税と所得税の課税のあり方を検討するに当たっては、法人税がすべて株主の負担になっていると考えることもすべて株主以外の者に転嫁されていると考えることも適当ではなく、法人税の部分的転嫁の可能性を前提とすることが適当であろう。

このような法人税の転嫁に関する考え方からすれば、仮に、税負担の調整を行う場合においても、配当に対する法人税と所得税との間の税負担を完全に調整することは適当ではなく、部分調整にとどめれば足りるものと考えられる。

4. 税制の抜本的見直しについての答申（抄）

〔昭和61年10月〕
税制調査会

第1章 基本的考え方

二 法人課税

3 法人税・所得税の負担調整に関する基本的仕組み

(2) 負担調整の考え方及び方式

法人税・所得税の負担調整に関する基本的仕組みの見直しに当たっては、企業の所有と経営とが分離した現実の経済、社会の実態からすれば、法人税は企業独自の負担と考えるのが適当であり、負担調整は不必要ではないかとの指摘もあるが、理論的には、法人所得は最終的には株主に帰属し、株主の所得の一部を構成することを考えれば、法人税と所得税との間で何らかの負担調整措置を講じる必要があると考える。

（中 略）

これらの点を踏まえると、負担調整の方式としては、この際、配当軽課を廃止し、個人段階での調整にゆだねる方向で見直しを進めるのが適当であると考ええる。

この場合、個人段階での負担調整方式としては現行の配当税額控除方式とヨーロッパ諸国で実施されているいわゆるインピュテーション方式とが考えられるが、現行の配当税額控除は税務執行上簡便性を有していることに加え、導入後長年経過し制度として安定していることをも踏まえると、なお諸外国における動向等について更に注視しつつも、当面は現行の方式を維持するのが適当である。

（中 略）

(3) 法人間配当

法人間配当に関する受取配当益金不算入制度は、シャープ勧告に基づく昭和25年度の税制改正で創設されたものであり、法人株主の受取配当についてもその税負担の調整を行うための仕組みとして位置付けられてきている。

ところで、シャープ勧告後の昭和30年代、40年代を通じる経済の高度成長の下で、経済活動に占める法人企業の地位が増大し、それに伴い、企業の経営形態や資本調達の態様にも著しい変化が生じてきているが、このことは法人企業の株主構成の変化に端的に表れている。全上場会社について所有者別持株比率の推移をみると、昭和25年当時は、個人株主が約6割、法人株主が約4割であつたが、その後今日に至るまで法人の株式保有はほぼ一貫して増加してきている。すなわち、法人企業は、いわゆる安定株主工作等を通じて、主として法人間の持合いの形態により、株式の保有割合を増加させてきており、昭和60年度では全上場会社株式の約4分の3を法人株主が保有するに至っている。一方、個人株主の数は増加しているものの、株式保有割合は一貫して低下してきている。このような最近における経済実態に顧み、法人間配当に関する現在の取扱いについてどのように考えるべきかとの問題提起がなされた。

この問題に関しては、親子会社間の配当のように、企業支配的な関係に基づくいわば同一企業の内部取引と考えられるものについては、仮にこれに課税すると、事業を子会社形態で営むよりも事業部門の拡張や支店の配置等による方が税制上有利となり、法人間の垂直的統合を促すこととなる等、企業の経営形態の選択等に対して法人税制が非中立的な効果をもつという弊害が生じるおそれがある。これに対し、このような関係を有しない法人の株式は一種の投資物件という性格があり、また、企業の資産選択の実態等を踏まえると、法人が投資対象として保有する株式に係る配当についてまで益金不算入という取扱いをしなくてもよいのではないかと考えられる。

このような状況を踏まえると、企業支配的な株式に係る受取配当については現行制度を維持することとするが、その他のものについては、現行の取扱いについて見直しを行うのが適当ではないかと考えられる。

5. 法人課税小委員会報告（抄）

〔平成8年11月〕
〔税制調査会〕

第1章 基本的考え方

四 課税ベースの拡大と税率の引下げ

3. 商法・企業会計原則との関係

法人課税の課税ベースの見直しの検討に当たっては、税法と商法・企業会計原則との関係にも及ぶ必要がある。個別の項目に関しては、第2章で述べることとし、ここでは基本的な考え方を以下に整理しておくこととする。

① 法人の課税所得計算における、いわゆる「確定決算主義」の内容として、以下の点が挙げられている。

（i）商法上の確定決算に基づき課税所得を計算し、申告すること。

（ii）課税所得計算において、決算上、費用又は損失として経理されていること（損金経理）等を要件とすること。

（iii）別段の定めがなければ、「一般に公正妥当な会計処理の基準に従って計算する」こと。

法人の課税所得計算においては、これまで、商法・企業会計原則との調和が図られてきた。これは、課税所得はその期に企業が稼得した利益の額を基礎とするという基本的な考え方に加えて、企業の内部取引に経理基準を課すことによって恣意性を排除する考え方、さらには財務諸表を統一し、会計処理の煩雑さを解消するという考え方に立脚するものであった。こうした点は、基本的には評価されるべきものとする。

② しかし、税法、商法、企業会計原則は、それぞれ固有の目的と機能を持っている。すなわち、企業の会計には、財産・持分をめぐる株主、債権者等の利害関係者間の「利害調整機能」と、関係者に企業の財政状態と経営成績を開示するための「情報提供機能」の二つの機能がある。商法会計は、株主及び会社債権者の利益の保護を目的として利害調整と情報提供の二つの機能を有し

ており、証券取引法会計は、投資者の保護のための情報提供機能を有している。

一方、税法は、税負担の公平、税制の経済に対する中立性の確保等をその立法の基本的な考え方とし、適正な課税の実現のため、国と納税者の関係を律している。したがって、税法において、適正な課税の実現という税法固有の考え方から、商法・企業会計原則と異なった取扱いを行う場合があることは当然である。例えば、交際費の損金不算入、受取配当の益金不算入、引当金の繰入限度額にみられるように、税法固有の取扱いが以前から存在している。

- ③ 近年、国民の税に対する関心の高まりの中で、税の公正・中立や透明性の視点を踏まえ、実態に即して適時適切に課税を行う必要性が以前にも増して重要となっている。しかしながら、現行法人税法が商法・企業会計原則における会計処理の保守主義や選択制を容認している結果、企業間の税負担の格差や課税所得計算の歪みがもたらされている面があることも否定できない。

法人税の課税所得は、今後とも、商法・企業会計原則に則った会計処理に基づいて算定することを基本としつつも、適正な課税を行う観点から、必要に応じ、商法・企業会計原則における会計処理と異なった取扱いとすることが適切と考える。

- ④ なお、この点に関して、商法・企業会計原則における保守主義や費用収益対応の考え方は、税法においても最大限尊重されるべきであり、今後も、商法・企業会計原則と税法との調和を維持していくべきであるとの意見があった。

一方、法人税法で求めている所定の経理要件によって企業の会計が歪められている面があるので、企業の健全性、国際性を阻害しないためにも、中長期的には、経理要件を緩和し、申告調整の範囲を拡大する方向で検討すべきであるとの意見があった。

6. 平成10年度改正の概要

1. 法人税の税率引下げ（主なもの）

	改正後	10年度改正前
基本税率	34.5%	37.5%
中小法人の軽減税率	25%	28%
（参考）法人課税の実効税率	46.36%	49.98%

2. 課税ベースの適正化

3. 実施時期

平成10年4月1日以後に開始する事業年度から適用

（注）引当金等の課税ベースの適正化については6年間の経過措置が講じられている。

（参考）法人税制改革による改正増減収額（平年度）〔平成10年度ベース〕

税率引下げ	▲1.4兆円	～	▲1.4兆円
課税ベースの適正化	1.1兆円	～	1.2兆円
差引減収額	▲0.3兆円	～	▲0.2兆円

7. 平成11年度改正の概要

1. 法人課税の税率引下げ（主なもの）

	改正後	11年度改正前	[参考：9年度]
・ 法人税			
基本税率	30%	34.5%	37.5%
中小軽減税率	22%	25%	28%
・ 法人事業税			
基本税率	9.6%	11%	12%

（参考1）法人課税の実効税率

改正後	11年度改正前	[参考：9年度]
40.87%	46.36%	49.98%

（参考2）法人課税の税率引下げによる減税規模（平年度）

2. 5兆円（国税 1.7兆円、地方税 0.8兆円）

2. 実施時期

平成11年4月1日以後に開始する事業年度から適用

8. 法人課税小委員会報告（抄）

〔平成8年11月〕
税制調査会

第1章 基本的考え方

一 法人課税のあり方

2. 税負担に関する論点

- ① 我が国の法人課税の「税負担」が国際的にみて重く、これが産業の国際競争力に影響を及ぼしているのではないか、また、このため産業の「空洞化」が引き起こされているのではないか、そこで、法人課税の軽減を図るべきではないか、といった問題提起がなされている。企業経営者の間に「税負担が重い」との実感があると指摘されている。

このような問題提起に対して、以下の点を指摘することができる。

- (i) 「税負担」は、「税率」と「課税ベース」を掛け合わせたものであり、その国際比較を行う場合には、「税率」と「課税ベース」の双方について検討する必要がある。しかし、後者については定量的な比較は容易ではない。我が国の法人課税の表面的な「税率」が国際的にみて高い水準にあることは否めないものの、「課税ベース」と併せて考えると、法人課税の「税負担」水準の高低は、容易には判断できない。
- (ii) 法人課税の税負担といわゆる「空洞化」の問題との関連についてみると、確かに海外進出先の税制と我が国の税制との差異も、企業が海外展開を図る上で考慮される要因の一つであろう。しかし、はるかに重要な要因として、為替相場の動向のほか、賃金や土地・建物の賃借料等の水準の格差、さらには進出先の市場の状況（商品に対する需要、労働力の質、治安、産業基盤整備の状況等）などが挙げられる。

なお、いわゆる「空洞化」を懸念する議論は、海外投資が増えればその分国内の投資が減るという状況を想定している。しかし、長期的にみれば、製造業の海外展開は我が国と海外との水平分業を押し進め、全体としての経済規模の拡大が期待できる側面もある。

② 仮に法人課税の税負担の実質的な軽減を行うとした場合、我が国の国・地方を通ずる厳しい財政事情を考慮すれば、その減税財源を公債発行で賄うことは適当ではない。また、歳出削減で財源が捻出されるならば、財政赤字の削減が先決であろう。

また、赤字公債の発行や歳出の削減を仮定せずに、法人課税の税負担を実質的に引き下げるためには、他税目の増税で財源を確保する必要がある。しかしながら、法人課税を含む税体系全体のあり方は、国民がどの程度の公共サービスや国民負担の水準を選択するか、その国の歴史・文化、税の公平観、経済社会構造等に照らしてどのような税体系を望ましいと考えるかといった観点を踏まえて決定されるものである。今後の税体系のあり方についても、こうした観点を踏まえて検討を行い、国民の合意を得て決定していく必要がある。

以上を踏まえれば、将来においては、法人課税の実質的な税負担軽減の可能性を議論し得るとしても、現時点において、その実質的な税負担の軽減を行う環境にはないと考える。

（備考1）税負担の比較

イ 法人課税の税負担の水準を比較する際には、税率だけでなく課税ベースの内容を吟味し、両者を併せて判断する必要がある。

課税ベースの広狭については比較が容易ではないが、課税ベースの各項目について制度の違いを概観するため、例えば、アメリカと比較すると、交際費の取扱い等で課税ベースが広がっている一方、多くの引当金の存在やキャピタル・ロスを通算している等の点では、我が国の方が課税ベースが狭くなっている。また、課税ベースから控除される法人の社会保障負担は、現在のところ、他の先進諸外国と比べて低い、近い将来その増加が見込まれる。我が国の企業風土の特徴として、交際費や法定外福利厚生費などの費用支出が相対的に大きくなっていることも、課税ベースに影響すると考えられる。

さらに、国際比較を行う際には、退職給与のあり方等、比較の前提となる慣行自体が国際間で異なっていること、税制の違いによって企業行動も変わってくる可能性があることにも留意する必要がある。

このように、課税ベースの広狭の判定は容易ではないが、我が国の課税ベースは国際的にみて広いとは一概に言えず、「税率」と併せ考えた法人課税の「税負担」水準の高低の判断は容易ではない。

- ロ このほか、法人の「負担」という観点からみると、法人は、法人課税だけでなく、資産課税や外形標準課税等の税や社会保険料等を納めており、法人課税以外の負担も、企業活動に様々な影響を及ぼしている。

例えば、フランスの外形標準課税である職業税（地方税）は、法人税収とほぼ同規模の税収をもたらしている重要な税目であり、その負担が企業活動に大きく影響していると指摘されている（これは、いわゆる「実効税率」を用いた比較では考慮されない）。

- ハ 法人の「税負担」を表す指標として適当なものを見出すことは、容易ではない。

例えば、法人課税の税収の法人所得に占める割合等、マクロ経済指標を用いて国際的な税負担を比較する場合には、次のような限界がある。すなわち、分母の法人所得は、赤字企業の欠損と黒字企業の所得とが通算された結果であるため、赤字申告法人が多い国ほど分母は小さくなり、指標の数値が大きくなる。また、そもそも我が国では人口比での法人数が多いのに対し、ドイツのように法人数の少ない国もあり、法人課税の税収にも差異が存在していること等も考慮する必要がある。

また、法人課税の国際比較において、いわゆる「経済的所得」を推計し、これに対する法人課税の税負担率を分析した実証研究が行われているが、「税法上の課税所得」と「経済的所得」が物価上昇率等によって乖離するため、必ずしも確定的な結論は得られていない。

- ニ 他税目の増税を行って法人課税を軽減する場合に、法人課税の軽減の効果を検討するに当たっては、その軽減の経済効果のみならず、他税目の増税も含めた税体系全体の変更が経済にどのように影響を及ぼすかを考慮する必要がある。法人課税の軽減が法人の内部留保を増加させる一方で、他の税目の増税は、所得課税以外の形で法人に負担を求めること

で内部留保を減少させたり、法人や個人の経済活動に抑制的に働く可能性がある。税制改正全体の経済への影響は、これら双方を合わせたところで見極める必要がある。

(備考2) 法人課税の税負担と「空洞化」等との関係

法人課税の負担と「空洞化」等との関係については、以下の点にも留保する必要がある。

- イ 企業の海外展開は、我が国と海外の全体の経済規模の拡大に資するものである。実際、アジアの輸出・設備投資主導型の成長は、日本からの資本財・中間財の輸入を拡大させ、日本経済にとっても有益なものとなってきた。また、企業の欧米への海外進出は、貿易摩擦の回避や欧州統合の利益の享受を主たる目的としたものであった。
- ロ 公共サービスの財源となって国民生活に還元されるという「税」の基本的性格を踏まえると、我が国の法人課税と他国のそれとを単純に比較することは適切ではない。すなわち、法人課税の負担は、企業にとって、公的部門に対する強制的な所得移転である一方、治安、インフラ整備、教育・福祉等に用いられて、企業活動やその国際競争力に直接又は間接に有益な効果を与えている。その程度は、各国ごとの公共サービスの規模によっても異なっている。
- ハ 法人課税は内部留保を減少させ、投資のための資金調達に影響を及ぼすことになる。特に、資金市場の不完全性の下では、他の資金調達の方法が限られている企業にある程度の影響があると考えられる。ただし、一般的には、投資資金が必要な場合には外部からの資金調達も可能であり、内部資金蓄積の投資水準への影響の大きさについては議論がある。
- ニ なお、税の影響度合いを試みに考えるために、例えば、税負担額の売上額に対する比率をみると、その割合は、海外進出が進んでいる業種でも、他の費用の割合と比べて必ずしも大きなものとは言えない。

9. 法人課税小委員会報告（抄）

〔平成8年11月〕
〔税制調査会〕

第1章 基本的考え方

3. 税率に関する論点

(2) 中小法人、公益法人等及び協同組合等に対する軽減税率等

- ① 法人税には、基本税率のほかに、中小法人の所得 800万円以下の部分に係る軽減税率（28％）と公益法人等及び協同組合等に係る軽減税率（27％）が設けられている。
- ② 中小法人の所得 800万円以下の部分に係る軽減税率（28％）は、中小企業対策としての政策的配慮から設けられているものである。しかし、累進税率は基本的に法人課税になじまないこと、軽減税率と基本税率との格差は軽減税率の創設当初に5％であったものが、現在、9.5％に拡大していること等を考慮すれば、この軽減税率については、基本税率との格差を縮小する方向で検討することが適当である。

なお、中小法人の軽減税率は相当低い水準にあり、基本税率にみられるような問題は当てはまらないことから、仮に基本税率の引下げがなされる場合においても、軽減税率の引下げは適当でない。

- ③ 公益法人等については、収益事業のみが課税対象とされ、かつ、収益事業部門から公益事業部門に支出された寄附金の損金算入限度額の特例があること等、所得計算の段階において一定の配慮がなされている。このような配慮後の所得に対して適用される軽減税率は、政策的観点から設けられているものと位置づけられる。

公益法人等及び協同組合等の軽減税率（27％）については、基本税率との格差が大きいこと、これら法人の営む事業が一般法人の営む事業と競合している場合が多いこと等にかんがみ、公益法人等及び協同組合等の経済実態も十分勘案しつつ、基本税率との格差を縮小する方向で検討することが適当である。